

第 2 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 4 月 12 日（金） 13 時 30 分～16 時 27 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (18 名)

1 番委員	今 井 文 雄	2 番委員	工 藤 正	3 番委員	柴 田 博 明
4 番委員	今 井 龍 美	5 番委員	小田桐 志賀子	6 番委員	花 田 良 造
7 番委員	三 浦 勝 志	8 番委員	山 口 知 治	9 番委員	齋 藤 久 嗣
10 番委員	三 浦 良 孝	11 番委員	桑 田 久 毅	12 番委員	古 川 榮
13 番委員	小山内 知 寛	14 番委員	丹 代 純 嗣	15 番委員	福 士 弘
16 番委員	葛 西 雅 博	18 番委員	對 馬 忠 法	19 番委員	大 川 哲 彌

4. 欠席農業委員 (1 名)

17 番委員	齋 藤 美也子				
--------	---------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (4 名)

事務局長	小田桐 農夫吉	事務局長補佐	小田桐 功 幸	農地係長	中 嶋 一 朗
農地係主事	笹 村 慎一郎				

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 2 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可の取消しについて

議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
報告第 2 号 使用貸借合意解約書の受理について
第 6 閉 会

8. 会議の概要

・会長あいさつ	(省 略)
・農業委員会憲章 唱和 (委員全員)	(省 略)
	[開会 13 時 30 分]
議長 (柴田 博明)	これより第 2 回総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。 はじめにお願いがございます。 発言しようとするときは、挙手の上「議長」と呼び、「自席番号」と「氏名」を告げ、議長の「許可」を受けて、発言くださるようお願いいたします。 次に、会期についてお諮りいたします。 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。 議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 1 番今井委員、2 番工藤委員の両名にお願いいたします。 議案説明のため、農地利用最適化推進委員、小田桐事務局長、小田桐事務局長補佐、中嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。 書記には、中嶋農地係長を採用いたします。 本日の議案は、お手元に配布してある議案第 2 号から議案第 6 号まで 5 件、ほかに報告が 2 件でございます。 それでは、議案第 2 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

笹村主事

(議案第 2 号表題部読上げ後)

最初に農振除外について説明いたします。

今後、相当期間にわたり、総合的に農業振興を図っていく地域を「農業振興地域」といいます。

この農業振興地域のうち、集団的に存在する農用地や土地改良事業の施行にかかる区域内の生産性の高い農地などを「農用地区域」と言います。

農振除外とは、農用地区域内にある農地を農地以外の目的として使用するために、この区域から除外することを指します。

それでは、総会資料と別紙で配布しております、「農業振興地域整備計画の変更(農振除外)に係る農業委員会の意見基準書」と合わせてご覧ください。

2 ページをご覧ください。

今回の農振除外申請は件数が 2 件、面積 496 平方メートル、地目は畑です。

整理番号 1 番は、3 ページが位置図、4 ページが案内図、5 ページが土地利用計画図です。

申請地は津軽湯ノ沢駅から北東へ約 1.3 キロメートルに位置する久吉集落内の農地です。

申請事由は「集会施設の建築」です。

整理番号 2 番は、6 ページが位置図、7 ページが案内図、8 ページが土地利用計画図です。

申請地は小和森小学校から北西へ約 200 メートルに位置する大光寺集落内の農地です。

申請事由は「駐車場の拡張」です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、現地調査のため暫時休憩いたします。

【休憩（現地調査） 13 時 41 分】

【再開 15 時 48 分】

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

許可基準等について、事務局より説明を求めます。

笹村主事

それでは整理番号 1 番の案件から説明いたします。

久吉町会は平成 22 年に旧久吉町会と旧船岡町会が合併した町会です。現在の久吉地区公民館は県の土砂災害警戒区域内にあり、地域住民の

避難場所として指定されているものの、安全性の担保がされていません。

また、旧船岡地区の集会所は老朽化が進み、現在は倉庫として使用されている状態です。

そこで、旧久吉・船岡地区の中間付近に位置する申請地において、集会施設を建築することが目的です。

農振除外後の農地区分については、申請地を含めて集団的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が10ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の農振除外申請は許可要件を満たしていると考えられます。

続いて、整理番号2番の案件を説明いたします。

申請者は、申請地の隣接地に事務所をかまえておりますが、近年従業員の増員により駐車場が手狭になったため、駐車場を拡張することが目的です。

農振除外後の農地区分については、申請地の周辺おおよそ500メートル以内に教育施設と医療施設が存在すること、申請地西側の市道に上水道と下水道の管が埋設されていることから、第三種農地に該当すると思われます。

第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の農振除外申請は許可要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第2号について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第2号について、事務局説明のとおり、「許可相当」と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

議案第2号について、「許可相当」ということに決定いたします。

それでは、議案第 3 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 3 号表題部読上げ後)

10 ページをご覧ください。

今回の所有権移転の取消しは1件で、面積が 107 平方メートル、地目は田1筆です。

本件は、平成 30 年 2 月 9 日の総会において「許可」となった案件ですが、譲受人が許可後所有権移転登記を履行しないまま譲渡人が死亡し、譲渡人の相続人がそれを知らないまま相続登記をしたため取消しをするもので、後日改めて 3 条の申請を行う予定です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 3 号について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 3 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 3 号を原案のとおり決定いたします。それでは、議案第 4 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 4 号表題部読上げ後)

最初に農地法について説明いたします。

農地法第 3 条は「農地の権利移動の制限」について規定した条文で、農地について所有権移転、賃貸借権または使用貸借権を設定する際には、原則として農業委員会の許可を受けなければならないことになっております。

賃貸借権は現金などのやりとりを伴いますが、使用貸借権は伴いません。総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。

13 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 5 件、面積が 4,104 平方メートルで、田 3 筆 357 平方メートル、畑 6 筆 3,747 平方メートルとなっています。

16 ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が 11 件、面積 58,262 平方メートルで、田 26 筆 52,675 平方メートル、畑 3 筆 5,587 平方メートルとなっています。

18 ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が 5 件、面積 24, 412 平方メートルで、田 10 筆 9,863 平方メートル、畑 7 筆 14,549 平方メートルとなっています。

所有権移転から説明いたします。

それでは、12 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、

整理番号 1 番、3 番、4 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 2 番、5 番は、譲渡人の贈与による所有権移転です。

なお、整理番号 5 番は、新規就農者ではありますが、農業機械等を取り揃えており、ブドウを作付するとの事です。

また、下限面積を下回っておりますが、黒石市にも 5,367 平方メートルの賃貸借の申請をしておりますが下限面積を上回るようになります。

売買価格は、

整理番号 1 番 総額 375,000 円 10 アール当たり 265,205 円

整理番号 3 番 総額 67,800 円 10 アール当たり 300,000 円

整理番号 4 番 総額 30,000 円 10 アール当たり 229,008 円

となっています。

次に、14 ページの賃貸借権設定です。

今回の 3 条賃貸借権設定の申請事由は、

整理番号 1 番から 4 番までは、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号 5 番から 11 番までは、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定です。

なお、整理番号 4 番は、33 ページ整理番号 1 番と関連する案件です。

次に、17 ページの使用貸借権設定です。

整理番号 1 番、2 番は、借受人の経営拡大による使用貸借権設定です。

整理番号 3 番、4 番は、再設定による使用貸借権設定です。

整理番号 5 番は、子へ一部経営を承継するものです。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

使用貸借権設定の整理番号 5 番については、親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、尾上-2、葛西推進委員から、所有権移転の整理番号 1 番の報告をお願いします。

- 尾-2 葛西推進委員 所有権移転の整理番号1番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、13番、小山内委員から、所有権移転の整理番号2番の報告をお願いします。
- 13番小山内委員 所有権移転の整理番号2番について、現地を確認してきました。
譲受人の受贈による所有権移転との事です。
譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、12番、古川委員から、所有権移転の整理番号3番、4番の報告をお願いします。
- 12番古川委員 所有権移転の整理番号3番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
次に、所有権移転の整理番号4番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、10番、三浦委員から、所有権移転の整理番号5番の報告をお願いします。
- 10番三浦委員 所有権移転の整理番号5番について、現地を確認してきました。
譲受人の新規就農による受贈との事です。

譲受人は、新規就農ではありますが、農業機械等、必要なものを揃え、ブドウを作付するとのことで、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障もないと判断できるため、特に問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号1番の報告をお願いします。

12番古川委員

賃貸借権設定の整理番号1番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2番、工藤委員から、賃貸借権設定の整理番号2番、3番の報告をお願いします。

2番工藤委員

賃貸借権設定の整理番号2番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市外在住の認定農業者で、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号3番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号4番の報告をお願いします。

12番古川委員

賃貸借権設定の整理番号4番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、隣接地に農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題

がないと思います。

以上です。

議長

次に、6番、花田委員から、賃貸借権設定の整理番号5番、6番の報告をお願いします。

6番花田委員

賃貸借権設定の整理番号5番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号6番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号7番、8番の報告をお願いします。

4番今井委員

賃貸借権設定の整理番号7番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号8番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、6番、花田委員から、賃貸借権設定の整理番号9番の報告をお願いします。

6番花田委員

賃貸借権設定の整理番号9番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号10番、11番の報告をお願いします。

4番今井委員

賃貸借権設定の整理番号10番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号11番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、13番、小山内委員から、使用貸借権設定の整理番号1番の報告をお願いします。

13番小山内委員

使用貸借権設定の整理番号1番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-5、谷川推進委員から、使用貸借権設定の整理番号2番の報告をお願いします。

平-5 谷川推進委員

使用貸借権設定の整理番号2番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問

題がないと思います。

以上です。

議長

次に、12番、古川委員から、使用貸借権設定の整理番号3番の報告をお願いします。

12番古川委員

使用貸借権設定の整理番号3番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、申請農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9番、齋藤委員から、使用貸借権設定の整理番号4番の報告をお願いします。

9番齋藤委員

使用貸借権設定の整理番号4番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、貸借権設定の整理番号3番を除き、議案第4号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第4号について、貸借権設定の整理番号3番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、貸借権設定の整理番号3番につきましては、8番山口委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(8 番山口委員 退席)

議長

それでは、賃貸借権設定の整理番号 3 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

賃貸借権設定の整理番号 3 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 3 番について、原案のとおり決定いたします。

8 番山口委員の入室を許可します。

(8 番山口委員 入室)

議長

次に、議案第 5 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 5 号表題部読上げ後)

最初に、農地転用について説明いたします。

農地転用とは、農地を農地以外の目的で使用することを指します。

都市計画法上の市街化区域の農地を転用する場合には届出で足りませんが、それ以外の区域では原則許可が必要となります。

自分が所有する農地を転用するときには農地法第 4 条の、それ以外るときには第 5 条の許可が必要となります。

なお、第 5 条の転用に関しては、所有権を移転して転用する場合と貸借契約を結んで転用する場合があります。

それでは総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

20 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転する案件が 1 件、田 1 筆、面積 276 平方メートルです。

整理番号 1 番は 21 ページが位置図、22 ページが案内図、23 ページが土地利用計画図です。

申請地は、小和森小学校から西へ約 300 メートルに位置する大光寺集落内の農地です。

転用目的は「普通住宅建築用地」です。

親子間の所有権移転となります。

農地区分については、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に教育施設と医療施設が存在すること、申請地北側の市道に上水道と下水道の管が埋設されていることから、第三種農地に該当すると思われます。

第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、8 番山口委員、14 番丹代委員、補足説明がありましたらお願いします。

14 番丹代委員

所有権移転の整理番号 1 番について、3 月 29 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、小和森小学校から西へ約 300 メートルに位置する、大光寺集落内の農地です。

転用目的は普通住宅の建築とのことで、現地では申請者本人及び代理人に立ち会っていただくことができました。

本件は親子間の所有権移転で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。

先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第三種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第 5 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 5 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 5 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 6 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 6 号表題部読上げ後)

最初に農業経営基盤強化促進法について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法とは、一定規模の農地を経営する農家への農地の集積や、農家の経営管理の効率化を目的としています。

要件を満たした農家であれば、この法律に基づいて所有権移転と利用権設定ができ、農地法の許可を得る必要がなくなります。

なお利用権設定とは、賃貸借権または使用貸借権を設定することを指します。

28 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 13 件、面積 35,732 平方メートルで、田 17 筆 21,677 平方メートル、畑 7 筆 14,055 平方メートルとなっております。

29 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 2 件、面積 9,450 平方メートルで、田 6 筆 9,142 平方メートル、畑 1 筆 308 平方メートルとなっております。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 8 番を除く案件は、譲受人の「経営拡大」による売買です。

整理番号 8 番は、譲受人の「耕作便利」による売買です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 1 番、2 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。

なお、整理番号 2 番は 31 ページ整理番号 3 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議は、10 番三浦委員と前議席 2 番で退任された角田委員が出席いたしました。

補足説明がありましたらお願いします。

10 番三浦委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 1 番	総額	400,000 円	10 アール当たり	211,753 円
整理番号 2 番	総額	829,850 円	10 アール当たり	350,000 円
整理番号 3 番	総額	953,750 円	10 アール当たり	250,000 円
整理番号 4 番	総額	700,000 円	10 アール当たり	304,084 円
整理番号 5 番	総額	3,086,580 円	10 アール当たり	420,000 円

整理番号 6 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 7 番	総額	582,600 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 8 番	総額	15,200 円	10 アール当たり	200,000 円
整理番号 9 番	総額	2,000,000 円	10 アール当たり	400,321 円
整理番号 10 番	総額	279,500 円	10 アール当たり	250,000 円
整理番号 11 番	総額	1,105,500 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 12 番	総額	1,101,300 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 13 番	総額	455,400 円	10 アール当たり	300,000 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 6 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 6 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 6 号を原案のとおり決定いたします。次に、報告 2 件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事

(報告第 1 号表題部読上げ後)

農地法第 18 条は、農地の賃貸借の解除、解約に関する条文で、双方が合意の上で解約する場合には、例外として届出で足りることになっております。

31 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 3 件、面積 24,055 平方メートルで、田 7 筆 15,773 平方メートル、畑 6 筆 8,282 平方メートルとなっております。

整理番号 1 番は、他者へ貸付予定のため解約するものです。

整理番号 2 番は、借受人の都合により解約するもので、解約後は自作するとのことでした。

整理番号 3 番は、農地中間管理機構への切替るため解約するものです。

なお、整理番号 3 番は、29 ページ整理番号 2 番と関連する案件です。

(報告第 2 号表題部読上げ後)

使用貸借合意解約書は、使用貸借を双方合意で解約した場合に提出す

る書類で、届出で足りることとなっております。

33 ページをご覧ください。

今回の届出件数は1件、面積5,620平方メートルで、田4筆となっております。

整理番号1番は、他者へ貸付するための解約です。

なお、整理番号1番は、14ページ整理番号4番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 16時27分]